

## 倫理法・倫理規程セルフチェックシート (課長補佐級以上職員用②)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。  
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	工事の監督業務を行う職員にとって、工事請負契約の相手方である企業の下請企業の従業員は、直接契約関係がないとしても利害関係者に該当する場合がある。	
2	利害関係者と共に旅行をする際には、自己の費用を負担する場合でも、あらかじめ倫理監督官の承認が必要となる。	
3	利害関係者の家族が亡くなった場合、香典を出すことは問題ないが、それに対する香典返しは、どのようなものであれ、受け取ることはできない。	
4	利害関係者と割り勘で飲食を行った際、利害関係者の方が年上だということで1万円を支払い、年下である自分は8千円を請求された。自己の飲食に係る費用として請求された額である8千円を利害関係者に支払えば、倫理規程上問題はない。	
5	利害関係者による旅費の負担で出張することになった。先方の基準ではグリーン車の利用が可能とのことでチケットを手配すると言われたが、旅費法上はグリーン車の利用料金は支給されない。先方の基準に従いグリーン車を利用することは倫理規程に違反する。	
6	会員となっているゴルフ場が主催する月例ゴルフコンペに参加しようとしたところ、ゴルフ場の指定により、たまたま参加者の中にいた利害関係者と同じ組となった。このような場合、このままコンペに参加したとしても倫理規程の禁止行為には該当しない。	
7	年末に、契約関係にある業者が社名入りのカレンダーを持って挨拶に来たので、日頃から自分がお世話になっている隣の課にも同じものを持って行ってもらった。このような行為は倫理規程上問題ない。	
8	利害関係者から講演の依頼を受けた際に、最寄りの駅と講演会場との間を車で送迎してもらうことは、講演という役務の提供に付随するものであることから、倫理規程上の禁止行為には該当しない。	
9	特殊法人に出向中に業務を通じて知り合った関係は、国家公務員として知り合った関係ではないので、「私的な関係」に該当する。	
10	課長補佐級以上の職員が、利害関係者以外の事業者から5千円を超える供応接待を受けた場合には、贈与等報告書の提出が必要となる。	